

令和8年1月13日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(電気最終保障供給約款)

当社は、このたび、電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第3条第1項の規定にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款(令和8年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費調整)(2)に定める基準単価および別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(2)に定める離島基準単価に含まれる消費税相当額の端数処理については小数点第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
最終保障電力A	円	円
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,361.52	214.68
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,243.39	203.94
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,230.19	202.74
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	39.46	3.59
夏季料金		
その他季料金	37.68	3.43
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38.81	3.53
夏季料金		
その他季料金	37.12	3.37
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	38.52	3.50
夏季料金		
その他季料金	36.86	3.35

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,691.52	244.68
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,447.99	222.54
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,368.79	215.34
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	35.97	3.27
その他季料金	34.49	3.14
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	35.70	3.25
その他季料金	34.27	3.12
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	35.40	3.22
その他季料金	34.01	3.09

(2) 別表2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024
特別高圧で供給を受ける場合	0.257	0.023

(3) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (2)に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.026	0.002

以上